

平成27年度入札・契約制度改正内容について

○平成27年4月1日から適用される入札・契約関係制度改正は下記のとおりです。

1 事後審査型条件付き一般競争入札について

(1) 対象の拡大について

改正後	現行
予定価格500万円以上の建設工事	予定価格1,000万円以上の建設工事

※設計図書の電子閲覧（一般競争入札対象）も併せて予定価格500万円以上の建設工事が対象となります。

(2) 1者入札の導入について

現在、応札者が2者未満となった場合は入札を中止しておりますが、平成27年4月1日以降の一般競争入札は、応札者が1者のみの場合でも入札を執行することとします。

ただし、指名競争入札においては、今までと同様に、応札者が2者未満となった場合には、入札を中止します。

2 実務経験による主任技術者を配置する際の「主任技術者実務経験経歴書」について

実務経験により主任技術者を配置する場合、事後審査（一般競争入札の場合のみ）及び契約時（全て）に別紙「主任技術者実務経験経歴書」の提出を求めるとします。

※書式は「契約の書式」ページに掲載されております。

3 低入札調査基準価格及び最低制限価格に関する運用について

土木電気通信設備工事、土木機械設備工事、下水道機械設備工事及び下水道電気設備工事について、工事の積算上の各費目の運用を定めました。

詳細は「真岡市低入札価格調査制度事務処理要綱の調査基準価格設定等及び真岡市最低制限価格制度事務処理要綱の最低制限価格設定に関する運用について」をご覧ください。

4 施工体制台帳の作成および提出について

法律等の改正により、施工体制台帳の作成対象工事が以下のとおり改正されますので、工事施工にあたり、ご留意願います。

現行：下請代金の総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上となる場合

平成27年4月1日以降に契約する建設工事：下請契約を締結した場合

主任技術者実務経験経歴書

別紙

ふりがな 技術者氏名		生年月日	昭和 平成	年	月	日
法該当区分 (該当区分に○)	建設業法第7条第2号 <input type="checkbox"/> イ (指定学科卒業+実務経験) <input type="checkbox"/> ロ (10年以上の実務経験) <input type="checkbox"/> ハ (資格+実務経験) ※実務経験が必要な場合のみ					
実務経験業種	工事	実務経験年数	年 月			
卒業指定学科 (イの場合)	(学校名) (学科名)		昭和・平成 年 月 卒業			
※卒業を証明する書類を添付すること。						
資格の名称 (ハの場合)						
実務経歴	実務経験の内容	所属会社名	実務経験期間			
			自	年	月	年
			至	年	月	箇月
			自	年	月	年
			至	年	月	箇月
			自	年	月	年
			至	年	月	箇月
			自	年	月	年
			至	年	月	箇月
			自	年	月	年
			至	年	月	箇月
			自	年	月	年
			至	年	月	箇月
	合計年数			満 年 箇月		

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

真岡市長 様

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

